

政策会議付議事案書 (平成29年8月22日)

提案課名 都市政策課
報告者名 小谷 幹夫

<p>事案名</p>	<p>「秦野市都市計画公園・緑地見直し計画」の策定について</p>	<p>⑨ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>事業に着手していない未整備の都市計画施設（道路、公園等）の区域内においては、個人の土地利用に際して都市計画法第53条の建築制限が課せられます。</p> <p>都市計画を定めたものの事業時期が未定の都市計画施設（長期未着手施設）については、長期にわたる建築制限が発生し、近年の行政訴訟の判例においても都市計画の見直しが求められ、国土交通省が定める都市計画運用指針においても適時適切な都市計画の見直しに関する考えが示されています。</p> <p>このような潮流を受け、都市計画道路については、神奈川県において平成18年3月に見直しのガイドラインが策定され、本市においても平成26年3月に「秦野市都市計画道路見直し計画」を策定しました。</p> <p>都市計画公園についても、神奈川県においては平成27年3月に見直しのガイドラインが策定され、長期未着手公園を抱える県内自治体には、県から今年度末までの見直し計画策定が求められています。</p> <p>以上より、本市においても都市計画決定から60年以上を経過しているものの、いまだに都市計画公園として整備していない「弘法山公園」を対象に「秦野市都市計画公園・緑地見直し計画」の策定に着手するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 弘法山公園に関する経過</p> <p>昭和25年3月31日 弘法山公園を都市計画決定（秦野町／建設大臣）</p> <p>昭和35年5月 2日 県立丹沢大山自然公園特別地域に指定（自然公園法）</p> <p>平成27年7月28日 政策会議で、弘法山公園の都市計画を廃止する方向性を決定</p> <p>2 公園見直し計画に関する経過</p> <p>平成24、25年度 県が都市計画公園等の整備状況に係る状況調査実施</p> <p>平成26年度 県が「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」策定</p> <p>平成27年度 県から長期未着手公園等を有する自治体に対して、平成28～29年度を見直し計画策定期間として方針が示される。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>「秦野市都市計画公園・緑地見直し計画」に係る策定方針を定め、計画の策定に着手すること。</p> <p>→現在の弘法山公園をカルチャーパークのような<u>営造物公園</u>として整備する可能性はなく、現状の土地利用を維持する<u>地域性公園</u>（自然公園）として保全したままでは、総合公園として位置づけられた都市計画においては、いつまでも<u>未整備の公園</u>として取り扱われます。このような整備予定のない都市計画施設について、実態に即した都市計画の見直しを行うに際して、<u>公園見直し計画を基本計画として定め</u>、今後の都市計画の取扱いについて方向性を示す必要があることから、見直し計画の策定方針を別紙のとおり定めるものです。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の取りまとめ（9月末まで） ・部長会議で素案の説明（10/6） ・議員連絡会で素案の説明（10/16） ・素案についてパブリックコメントの実施（10/23～11/22） ・原案について秦野市都市計画審議会へ諮問・答申（12/22） ・計画策定（1月以降）及び公表 <p>→別紙 スケジュール参照</p> <p>※見直し計画の策定により弘法山公園の都市計画が直ちに廃止されるわけではない（この見直し計画に基づき別途都市計画を廃止する手続きを行う必要がある）。</p>

「秦野市都市計画公園・緑地見直し計画」に係る策定方針について

1 計画の策定方針について

都市計画を定めてから長期（20年以上）を経ているにもかかわらず、事業着手にいたっていない都市計画公園・緑地について、整備の目途が立たないなかで長期間にわたる計画地内の都市計画制限（私権の制限）の負担低減や、行政計画の整合及び適切な土地利用の指導を行うため、本計画を定め、今後の都市計画の見直しに際しての基本計画とする。

なお、現在における本市の長期未着手の都市計画公園は総合公園として位置付けられている「弘法山公園」のみであるため、本計画においても、弘法山公園を見直し対象公園として計画を策定する。

【参考】計画の記載事項について

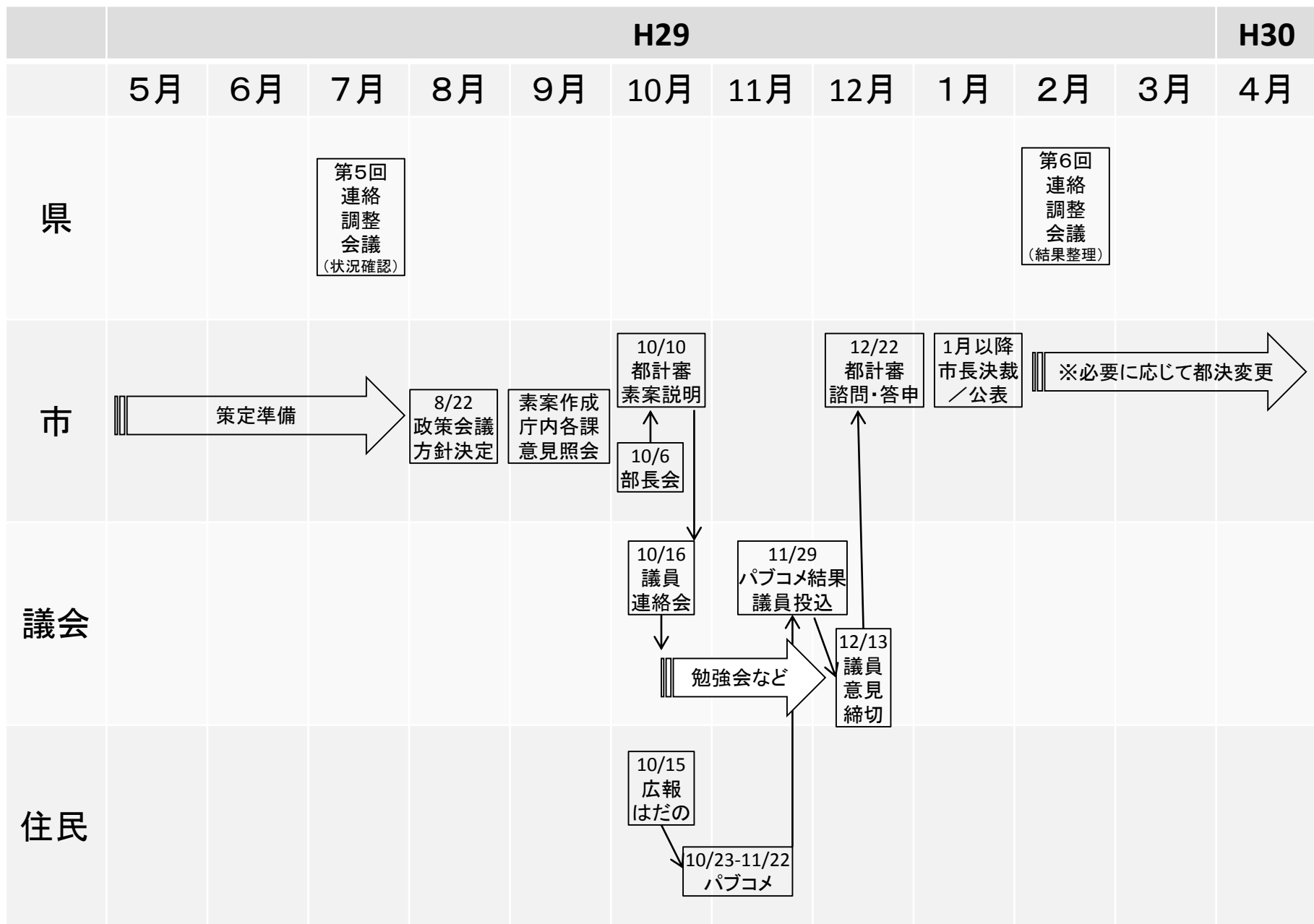
見直し計画に記載する事項は次のとおりとする。

- 1 本計画の位置付け
- 2 都市計画公園・緑地とは
 - (1) 都市計画公園・緑地の機能
 - (2) 都市計画公園・緑地の種類
- 3 本市の現状
 - (1) 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況
 - (2) 都市計画公園・緑地の整備状況
 - (3) 市民一人当たりの都市公園面積
- 4 都市計画公園・緑地の見直し
 - (1) 社会情勢の変化
 - (2) 都市計画法に基づく建築制限の長期化
 - (3) 都市計画公園・緑地の見直しとは
 - (4) 都市計画運用指針の改正
 - (5) 都市計画公園・緑地見直しのガイドラインの策定
- 5 見直しの基本的な考え方及び手順
 - (1) 見直しの基本的な考え方
 - (2) 見直し対象
 - (3) 見直しの手順
- 6 今後の進め方

秦野市都市計画公園・緑地の見直し計画 作成スケジュール

平成29年8月22日 都市政策課作成

参考



<p>経過 ・検討結果</p>	<p>【検討結果】</p> <p>豊かな自然に恵まれ、人の動きも少なく、落ち着いた環境である上地区が、発達に特性のある児童生徒が学習に集中するのに最適な場所であることから、個々の児童の生徒の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、「個別支援」と「小集団活動への適応」の2段階の訪問型個別支援を行う拠点として、上幼稚園の旧園舎を活用し、発達に特性のある児童生徒の学校復帰を目指した不登校対策の強化を図りたい。</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>発達に特性のある児童生徒の訪問型個別支援事業の拠点施設として、上幼稚園の旧園舎を活用すること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>平成29年8月～ 上幼稚園旧園舎の活用方法について地域への説明の実施</p> <p>9月 文部科学省からの「教育支援体制整備事業補助金」の交付決定</p> <p>10月 発達に特性のある児童生徒を対象とした訪問型個別支援事業の試行的実施</p> <p>平成30年4月 同事業の本格的実施</p>

発達に特性のある不登校児童生徒に対する支援 (訪問型個別支援)の概要について

1 市内小中学校における不登校の現状（平成 28 年度）

不登校児童生徒数	176人（小学校32人 中学校144人）
（90日以上の欠席）	⇒対平成24年度比25.7%（36人）増
長期欠席者数	116人（小学校21人 中学校95人）
（30日以上90日未満の欠席）	

計 292人

※うち、自宅から出られず適切な支援が受けられていない児童生徒数 43人

訪問型個別支援の対象者

2 訪問型個別支援による現在の対応

反社会的な行動を繰り返す児童生徒への支援としてスタートした「自立支援教室事業」を活用し、個別の訪問型支援を実施している。

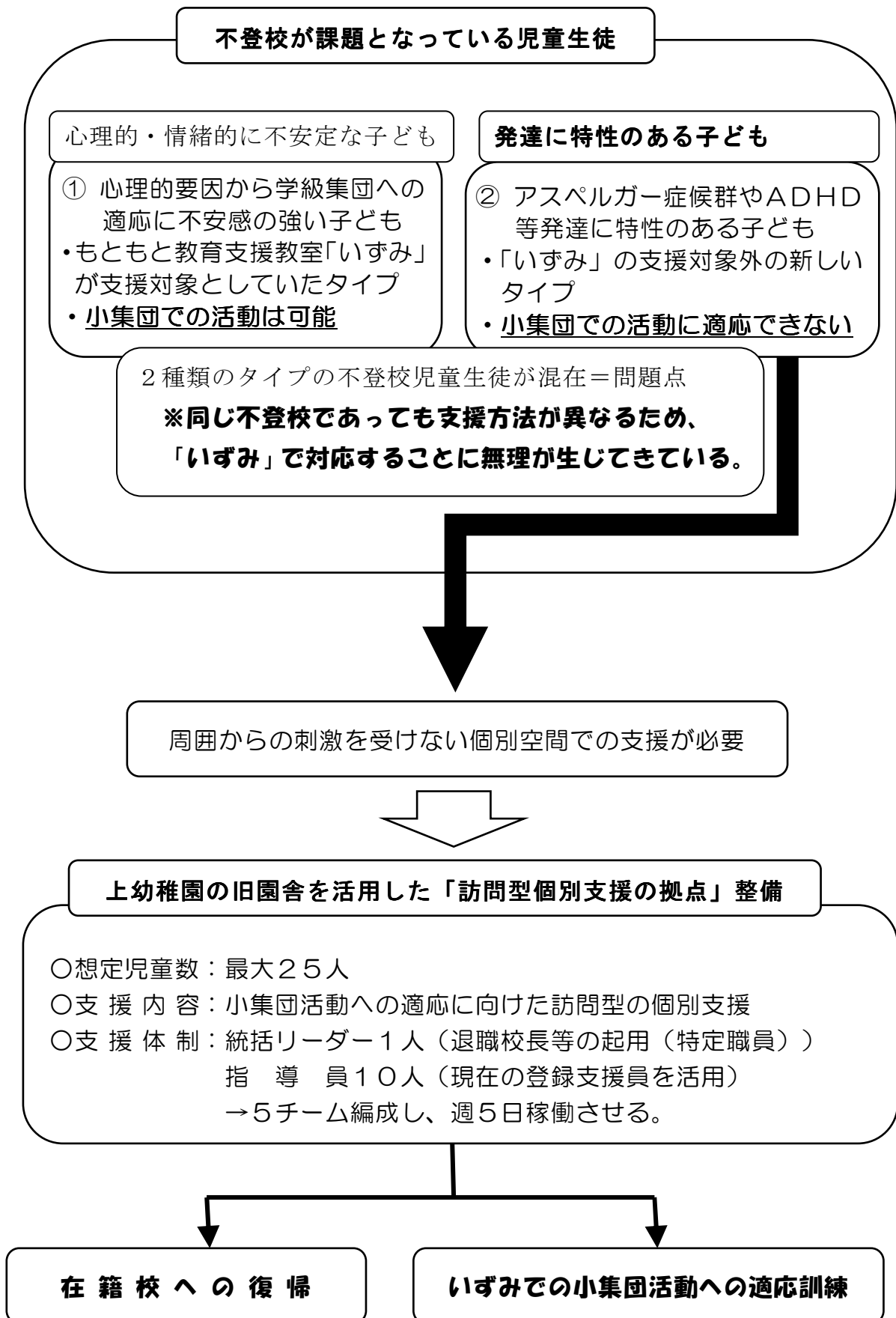
支援内容	指導員が不登校児童生徒の自宅を訪問し、互いの関係性を築きながら、公民館等において、個々の状況に応じた社会性を養うための活動を実施
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員は原則2名を1チームとして、不登校児童生徒1名に対して支援 ・指導員の登録数 10人 ・編成チーム数 3チーム ・支援数 5ケース

3 課題

- ・自宅から出られない児童生徒の多くは、発達に特性のある児童生徒であるが、彼らは、常に同じ環境でないと支援が難しいという特性がある。しかし、現在は支援の拠点がなく公民館を転々として活動しているため、同じ環境を確保することが課題となっている。
- ・現在の指導員の登録数からすれば5チームの編成が可能であるが、活動場所がないため、3チームしか稼働できない状況である。

⇒ 支援活動の拠点となる施設が必要

4 運営イメージ図



議題3

政策会議付議事案書 (平成29年8月22日)

提案課名 教育総務課

報告者名 宇佐美 高明

事案名	大根幼稚園を大根小学校の施設に一体化させることについて	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>平成29年度の大根幼稚園の園児数が57名、各学年1学級となったことに加え、大根小学校区域内のこどもの数が減少傾向にあり、今後も園児数が減少することが見込まれることから、幼児教育上必要な集団性を確保するため、「秦野市公立幼稚園運営・配置実施計画」に基づき、大根幼稚園の今後のあり方を検討し、方向性を決定する必要があります。</p>	
経過・検討結果	<p>経過</p> <p>平成28年1月 「秦野市公立幼稚園運営・配置実施計画」の策定 ※この計画において、今後5年間の方向性として、「1学年1学級となるか、2学級であっても1学級の人数が25人を下回る状況が続くことが見込まれる場合は、施設統合やこども園化を含めた民間法人への移行を検討する」という基本方針を定めました。</p> <p>4月 年少児が1学級となり、全体で3学級となる。</p> <p>平成29年4月 年少児、年長児ともに1学級となったことを受け、今後のあり方についての検討を開始</p> <p>検討結果</p> <p>通園区域内の幼児数の減少及び施設の老朽化が進行する中で、これまで取り組んできた幼小中一貫教育のさらなる推進と小1プロブレムの解消に向け、幼小の滑らかな接続を図り、より良い教育環境づくりを推進することを目的として、大根幼稚園を大根小学校内に移転し、施設の一体化を図ることとします。</p>	
決定等を要する事項	<p>少子化及び施設の老朽化が進行する中で、これまで取り組んできた幼小中一貫教育をより一層推進するため、平成31年度中の施設一体化を目標に大根幼稚園と大根小学校の施設の一体化を図ること。</p>	
今後の取扱い	<p>政策会議の決定を踏まえ、学校、地域、地権者等との協議・調整を順次進めます。(スケジュール案は別紙 資料 のとおり)</p>	

